

※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和 8 年度

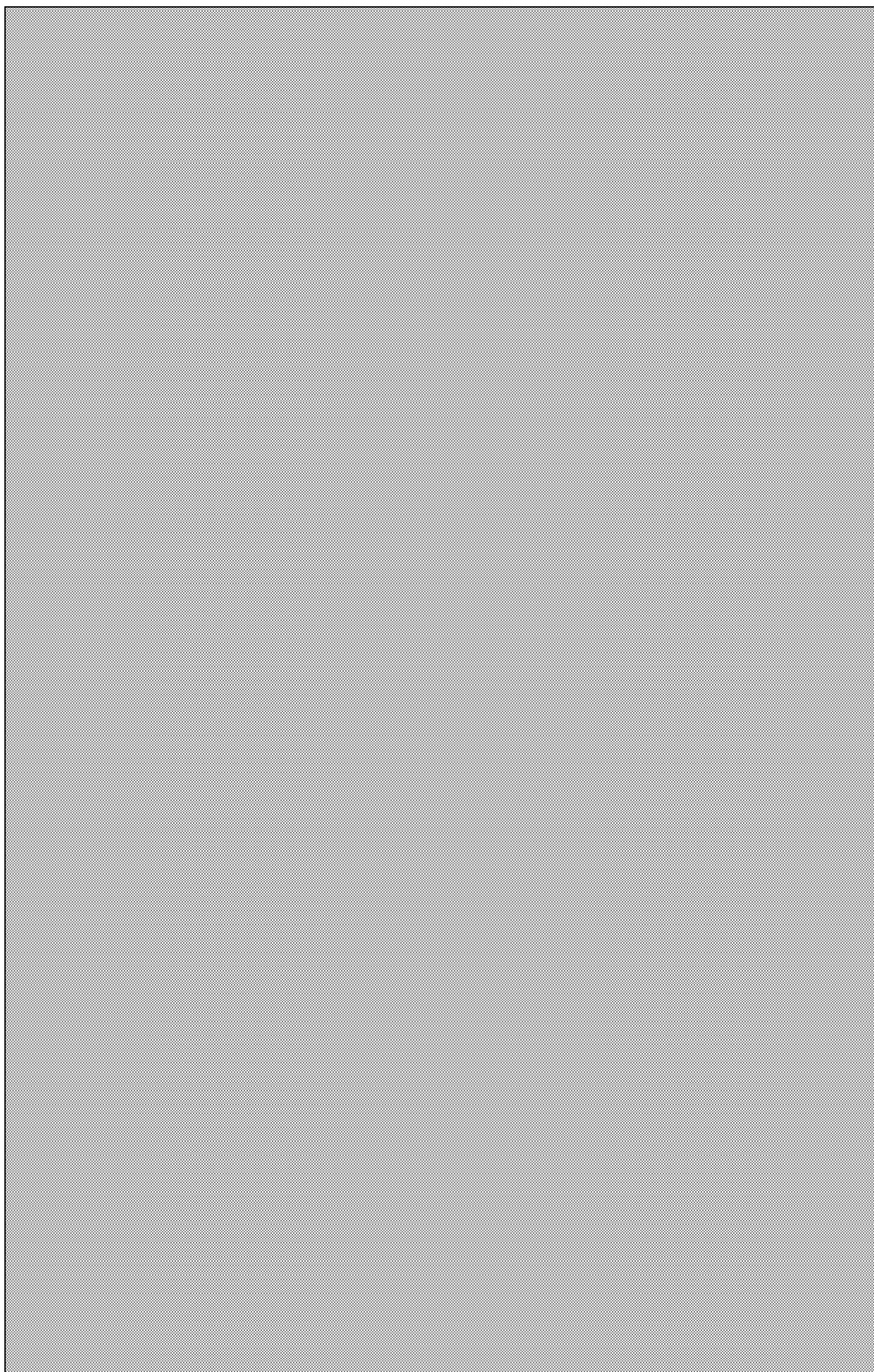
専門系専門試験問題

(法律)

令和 8 年 4 月 2 6 日 (日) 実施

注意事項

- 1 問題は 6 題あります。4 題を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず 1 題につき 1 枚を使用し、受験番号及び氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の問題番号欄は、選択した問題番号に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は 6 0 分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。



No.1 憲法

次の問に答えよ。

- (1) 人権の分類に関する次の記述の ア ～ オ にあてはまる語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

ア 権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の ア な意思決定と活動とを保障する人権である。その意味で、「国家（権力）からの ア 」とも言われ、人権保障の確立期から人権体系の中心をなしている重要な権利である。

参政権は、国民の国政に参加する権利であり、「 A 」とも言われ、 ア 権の確保に仕える。具体的には、選挙権・被選挙権に代表されるが、憲法改正についての イ や最高裁判所裁判官の ウ も含まれる。

エ 権は、資本主義の高度化にともなって生じた失業・貧困・労働条件の悪化などの弊害から、 エ 的・経済的弱者を守るために保障されるに至った 20 世紀的な人権である。それは、「 B 」とも言われ、 エ 的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることのできる権利である。このような エ 権をも保障する エ 国家的人権宣言の世界最初の典型は オ 憲法である。

- (2) 上記の記述中の「 A 」「 B 」にあてはまる語句を、「国家（権力）からの ア 」と対比して記入せよ。

No.2 行政法

地方自治に関する次の記述の ア ～ オ にあてはまる語句を記入し、 カ ～ コ にあてはまる語句または数値を下の【語群】から選択し、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本国憲法第 92 条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、 ア でこれを定める」と規定する。地方自治には、 イ と ウ の 2 つの基本原理がある。このうち、 ウ は、国から独立した団体（法主体）を設け、その団体の事務をその機関が自主的に行うという、ドイツ的な考え方である。

地方自治法第 1 条の 3 は、地方公共団体は普通地方公共団体及び特別地方公共団体とし、普通地方公共団体は都道府県及び市町村、特別地方公共団体は エ 、地方公共団体の オ 及び財産区と規定している。

普通地方公共団体には、議決機関（議会）と執行機関が置かれる。執行機関の中心である長は、住民の カ 選挙によって選ばれる。これを キ という。議会は、住民の カ 選挙（日本国憲法第 93 条第 2 項）による任期 ク 年（地方自治法第 93 条第 1 項）の議員によって構成される。なお、地方公共団体は、一部の ケ を除き、条例によって議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第 96 条第 2 項）。

地方公共団体は、議会と長とが互いの抑制と均衡を図ることにより、民主的行政を遂行する仕組みになっている（日本国憲法第 93 条）。例えば、議会の長に対する不信任決議と、それに対抗する長の議会解散権があり、議会が長の不信任の議決を行った場合、長は コ 日以内に議会を解散しなければ失職する（地方自治法第 178 条）。

【語群】

- | | | | | |
|-------|-----------|-----------|----------|--------|
| a. 間接 | b. 機関委任事務 | c. 自治事務 | d. 議院内閣制 | e. 首長制 |
| f. 直接 | g. 普通 | h. 法定受託事務 | i. 2 | j. 3 |
| k. 4 | l. 7 | m. 10 | n. 14 | o. 30 |

No.3 民法

契約に関する次の記述の[ア]～[オ]にあてはまる語句を記入し、[カ]～[コ]にあてはまる語句を下の【語群】から選択し、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

契約が両当事者の合意により成立する場面では、その合意は[ア]と[イ]という2つの[ウ]の合致により成立するのが原則である。両当事者の合意のみによって成立する契約のことを[エ]契約という。なお、承諾の期間を定めてした契約の[ア]は、撤回することが[オ]のが原則である（民法第523条第1項本文）。

もともと、契約が成立するためには両当事者の合意だけでは足りず、書面その他の特別の方式が必要とされる契約や、目的物の引渡しが必要とされる[カ]契約もある。前者の典型例として書面とする[キ]契約や[ク]契約が、後者の典型例として書面によらない[キ]契約が挙げられる。

契約はいつの時点で成立するかについては、理論的には[ケ]主義・[コ]主義の2つの考え方があり、民法は[ケ]主義を採用している。

【語群】

- | | | | | | | |
|-------|--------|--------|---------|---------|--------|-------|
| a. 寄託 | b. 債権者 | c. 債務者 | d. 使用貸借 | e. 消費貸借 | f. 賃貸借 | g. 到達 |
| h. 発信 | i. 物権 | j. 保証 | k. 要式 | l. 要物 | m. 連帯 | |

No.4 刑法

財産犯に関する次の記述の[ア]～[オ]にあてはまる語句を記入し、[カ]～[コ]にあてはまる語句を下の【語群】から選択し、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

財産犯は、まず、[ア]罪と[イ]罪とに大別される。[ア]罪とは、財産的利益を不正に活用する罪であり、[イ]罪とは財産的価値を消滅させる罪である。

[ア]罪は、直接[ア]罪と間接[ア]罪に分かれる。間接[ア]罪とは、他者が一度[ア]したものをさらに間接的に[ア]する行為で、[ウ]罪がこれにあたる。それ以外の直接[ア]罪は、被害者の[エ]奪取を伴う移転罪と、伴わない[オ]罪に区分される。

奪取罪には、被害者の意思に反して奪う[カ]罪・[キ]罪と、被害者の瑕疵ある意思に基づく[ク]罪・[ケ]罪が含まれる。[オ]罪は、委託物[オ]罪と遺失物等[オ]罪からなる。さらに、[エ]奪取の有無という分類になじまない類型として、[コ]罪がある。[コ]とは、利益を得る若しくは相手に損害を加える目的が必要で、[ア]罪的性格と[イ]罪的性格を併せ持つ。

財産犯の客体は、他人の財物と財産上の利益である。財物以外の利益は、[キ]罪・[ク]罪・[ケ]罪それぞれを規定する条文の2項の客体となる(2項犯罪とも呼ばれる)。情報は、財物にも利益にもあたらない。電磁的記録に関する電子計算機使用[ク]罪も、電磁的記録という情報そのものの入手ではなく、記録の操作により不正な利益を得る行為を処罰する。

【語群】

- | | | | | | | |
|-------|-------|---------|---------|-------|---------|-------|
| a. 隠滅 | b. 偽証 | c. 偽造 | d. 器物損壊 | e. 恐喝 | f. 業務妨害 | g. 強盗 |
| h. 詐欺 | i. 収賄 | j. 信用毀損 | k. 窃盗 | l. 蔵匿 | m. 背任 | n. 略取 |

No.5 刑事訴訟法

被疑者・被告人の権利に関する次の記述の [ア]～[オ] にあてはまる語句を記入し、
[カ]～[コ] にあてはまる語句を下の【語群】から選択し、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

「何人も、自己に [ア] な供述を強要されない」（日本国憲法第 38 条第 1 項）。これは、アメリカ合衆国憲法ないし各州憲法に規定されている「自己負罪拒否の特権」に由来し、日本では、一般に「 [イ] 権」と呼ばれている。これとならんで重要な権利に、 [ウ] の援助を受ける権利がある（日本国憲法第 37 条第 3 項前段）。

次に、被疑者・被告人（以下「被疑者等」という）の家族や恋人・同僚など（以下「家族等」という）や [ウ] との面会を [エ] という。被疑者等の逃亡や [オ] を防ぐため、家族等との [エ] には制限が課される。裁判所は糧食の授受を禁じ、またはこれを差し押さえることが [カ] （刑事訴訟法第 81 条）。

被疑者等は、 [ウ] とは、立会人 [キ]、 [エ] で、書類や物の授受をすることが [ク]。（刑事訴訟法第 39 条第 1 項）。

なお、検察官、検察事務官または司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、 [ケ]、 [ウ] との [エ] 等に関し、日時、場所および時間を [コ] することができる（刑事訴訟法第 39 条第 3 項）。

【語群】

- a. 禁止 b. 公訴の提起前に限り c. 裁判の開始前に限り d. 指定 e. 制限
f. つねに g. できない h. できる i. とともに j. なくして

No.6 民事訴訟法

民事訴訟に関する次の記述の ア ～ オ にあてはまる語句を記入し、 カ ～ コ にあてはまる語句を下の【語群】から選択し、その記号を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

請求の ア とは、原告が訴えによって求める判決の内容である。通常は、原告の請求を認容する判決の主文を表示する形式で記載される。ここでいう「請求」は、訴訟上の請求または イ とも呼ばれ、原告の被告に対する一定の権利義務の主張であり、訴訟における審判の対象である。 ウ 主義の下で、裁判所は、請求の内容・範囲を超えて裁判をすることができず（民事訴訟法第 246 条）、被告が防御をすべき範囲も、請求によって画される。したがって、原告は、裁判所の審理および被告の防御活動に支障のないように、請求を特定しなければならない。

請求の特定は、まず請求の記載によってする。請求の ア によって請求を特定することができない場合には、請求の エ の記載が必要となる。請求の エ の記載が必要かどうか、また、請求の ア についてどの程度、具体的な記載が要求されるかは、訴えが給付の訴え・確認の訴え・ オ の訴え（訴えの三類型）のいずれであるかによって異なる。

カ の訴えに関し、履行期が将来到来する場合、あらかじめ、その請求をする必要がある場合に限り カ の訴えは認められる。（同法第 135 条）。

また、総額 1000 万円の債権のうちの 100 万円を求めるというように、原告が数量的に可分な債権の一部を請求した場合に、判例は、債権の一部であることを明示していた場合には、その キ が審判の対象となるとする。

特定物の引渡し・明渡しを求める訴えの請求の ア は、たとえば「被告は原告に対し別紙目録記載の建物を明け渡せ、との判決を求める」といった形式で記載される。これで原告の求める給付の内容は特定される。請求の範囲は実体法上の請求権に対応するという考え方（ ク ）によれば、原告の求める建物の明渡しが所有権に基づく明渡請求権（ ケ ）と賃貸借契約の終了を理由とする明渡請求権（ コ ）のいずれを根拠としているかを請求 エ の記載で特定しなければならない。

確認の訴えの請求は、確認の対象となる具体的な権利または法律関係（例外的に、事実が確認の対象となることもある）の存否の主張である。この点は、 ク をとるか否かによって影響を受けない。

【語群】

- | | | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| a. 一部のみ | b. 確認 | c. 旧訴訟物理論 | d. 給付 | e. 債権的請求権 |
| f. 新訴訟物理論 | g. 全部 | h. 物権的請求権 | | |

